

浜松市花いっぱい運動ベストガーデナー設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、花と緑あふれる美しい街づくりを推進し、浜松市花いっぱい運動の積極的な展開を図るため、「浜松市花いっぱい運動ベストガーデナー」(以下「ベストガーデナー」という。)の設置を目的とする。

(委嘱)

第2条 ベストガーデナーは、次のいずれかに該当するものの内から市長が委嘱する。

- (1) 浜松市花いっぱいコンクールにおいて、個人の部で市長賞を受賞した者のうち、特に市長が優秀と認めた者。
- (2) 浜松市花いっぱいコンクールにおいて、職場・地域の部で市長賞を受賞した者のうち、特に市長が優秀と認めた者。
- (3) 前に掲げる者に準ずるものとして市長が認めた者。
- (4) 花・緑の活動において、積極的な活動を行い、花・緑の知識を持っている者で、特に市長が優秀と認めた者。

(任期)

第3条 ベストガーデナーの任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。

(活動)

第4条 ベストガーデナーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市が推進する花いっぱい運動や「花と緑のまち・浜松」に関わる活動において、自発的に参加協力する。
- (2) 花と緑に関する地域活動や、自主的活動を行う。
- (3) 花と緑に関する指導や、啓発活動を行う。

(解嘱)

第5条 市長は、ベストガーデナーが次のいずれかに該当する場合解嘱することができる。

- (1) ベストガーデナーとして活動できなくなった場合
- (2) 本人から申し出があった場合
- (3) ベストガーデナーとしてふさわしくない行為があった場合

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。